**介護保険の住所地特例について**

１．住所地特例とは（施設入所者の住所地特例）（法第13条）

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が所在する市町村の財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入する前の市町村が被保険者となります。この仕組みを住所地特例といいます。

２．対象施設

・介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設

・介護医療院

・有料老人ホーム

・軽費老人ホーム

・養護老人ホーム

・サービス付き高齢者向け住宅

３．住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供

（法第42の２、第52の２、第115条の45等）

　住所地特例対象者は保険者が転入前の市町村であることから、これまで住民票のある市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんでした。しかし平成27年４月から地域包括ケアシステムの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用することができるようになりました。

　特定地域密着型サービス（法第８条14項）

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・（介護予防）認知症対応型通所介護

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護

・看護小規模多機能型居宅介護

・地域密着型通所介護（平成28年４月から）

※　地域密着型サービスを利用する際は、介護保険被保険者証を

確認のうえ、利用できるサービスに注意してください。